

# 《特定建設作業一覧・騒音規制法》

(騒音規制法施行令別表第2)

作業の内容		適 用
1	くい打機を使用する作業	もんけんを除く くい打機をアースオーガと併用する作業を除く
	くい打機・くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> を以上のものに限る モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が199kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85デシベル以下とすること	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び、危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域	14時間	
作業期間		連続6日	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜祝日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。

第1号区域 「特定工場等の規制基準」により第1種区域、第2種区域、第3種区域に区分された地域。

「特定工場等の規制基準」により第4種区域に区分された地域のうち、学校、保育所、病院(患者の収容施設を有する診療所含む)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの地域。

第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の地域。

特定建設作業の開始の7日前までに市町村長に届け出ること。

騒音・振動各2部提出し、受付後、内容確認して、その場で1部を返還する。

# 《特定建設作業一覧・振動規制法》

(振動規制法施行令別表第2)

作業の内容		適 用
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く 作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		75デシベル以下とすること	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間	災害等による緊急を要する場合及び、危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域	14時間	
作業期間		連続6日	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜祝日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。

第1号区域 「特定工場等の規制基準」により第1種区域に区分された地域。

「特定工場等の規制基準」により第2種区域に区分された地域のうち、一部の地域。(一部の地域は、市役所窓口で確認してください。)

「特定工場等の規制基準」により第2種区域に区分された地域のうち、学校、保育所、病院(患者の収容施設を有する診療所含む。)図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの地域。

第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の地域。